

南あわじ市の給与・定員管理等について

1 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 (B / A)	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	人 43,732	千円 31,560,976	千円 684,655	千円 5,332,762	% 16.9	% 15.8

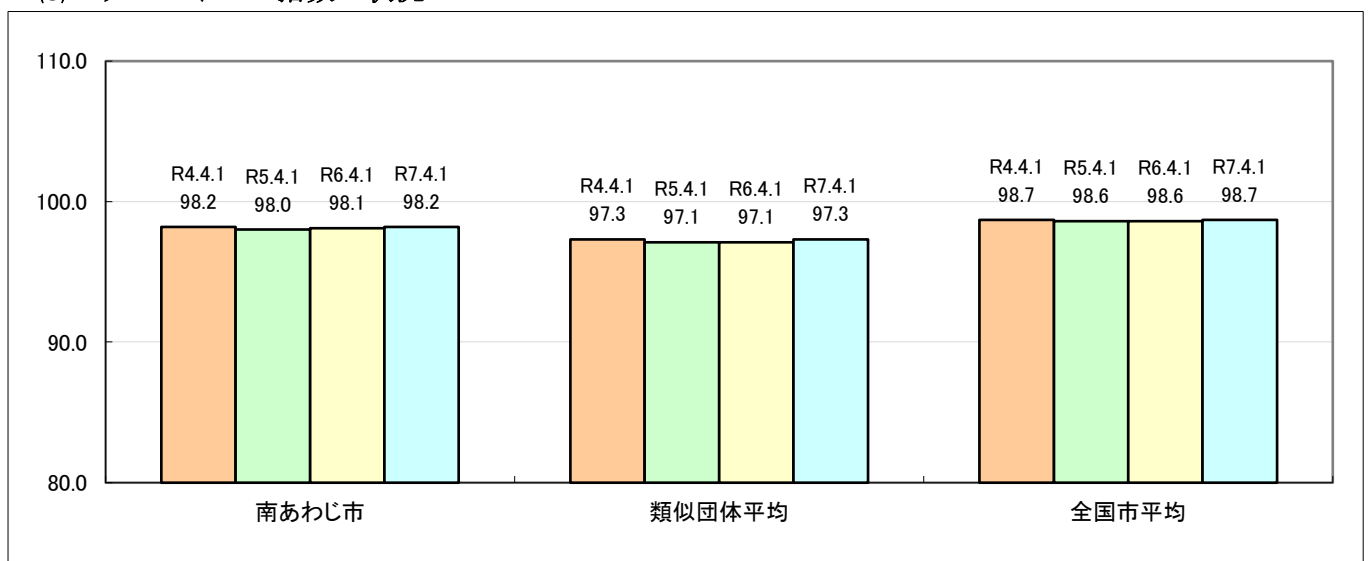
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含んでいる。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参 考) 一人当たり給与費 (B / A)	(参 考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 429	千円 1,615,007	千円 242,366	千円 661,206	千円 2,518,579	千円 5,871	千円 6,053

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の
実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し [実施]

改定実施時期	令和7年4月1日
改定の内容	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを実施（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重なるの解消は実施していない。）その他各種手当についても見直しを行っている。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準4％に対し、南あわじ市においても4％を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

- ・本市は、平成17年1月11日に合併。（緑町・西淡町・三原町・南淡町）
- ・55歳以上の職員については、昇給停止を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
南あわじ市	42.2 歳	333,708 円	397,143 円	376,103 円
兵 庫 県	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類 似 団 体	42.0 歳	323,923 円	381,012 円	351,223 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月 額 (A)	平均給与 月 額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月 額 (B)	A/B
南 あ わ じ 市	54.9 歳	15 人	320,273 円	361,379 円	353,003 円	—	—	—	—
うち清掃職員	48.8 歳	6 人	337,567 円	382,809 円	377,576 円	廃棄物処理業 従 業 員	48.0 歳	320,600 円	1.19
うち学校給食員	62.3 歳	3 人	253,167 円	285,272 円	277,507 円	飲食物調理従事者	42.2 歳	280,900 円	1.02
うち用務員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	他に分類されない運搬・消 掃・包装等従事者	43.7 歳	280,200 円	*
うち自動車運転手	56.7 歳	5 人	338,120 円	380,573 円	366,385 円	乗用自動車運転者（タク シー運転者を除く）	62.0 歳	236,300 円	1.61
兵 庫 県	57.4 歳	278 人	331,000 円	394,585 円	362,482 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類 似 団 体	51.2 歳	9 人	307,067 円	333,859 円	322,753 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南 あ わ じ 市	—	—	—
うち清掃職員	5,789,994 円	4,457,900 円	1.30
うち学校給食員	4,126,741 円	3,696,300 円	1.12
うち用 務 員	* 円	3,900,100 円	*
うち自動車運転手	5,658,986 円	3,171,600 円	1.78

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（*）」としている。

※ 年収ベース「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤務手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		南 あ わ じ 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	192,500 円	185,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(注) 南あわじ市の技能労務職の初任給は、学歴を問わず採用時年齢による。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 1 0 年	経験年数 2 0 年	経験年数 2 5 年	経験年数 3 0 年
一般行政職	大 学 卒	280,600 円	358,363 円	383,779 円	408,927 円
	短 大 卒	該当者なし	*	*	388,300 円
	高 校 卒	*	320,450 円	*	該当者なし
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	*	* 円
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(注) 技能労務職の給料月額は採用時年齢と経験年数による。
 対象となる職員数が1人または2人の場合は、*としている。

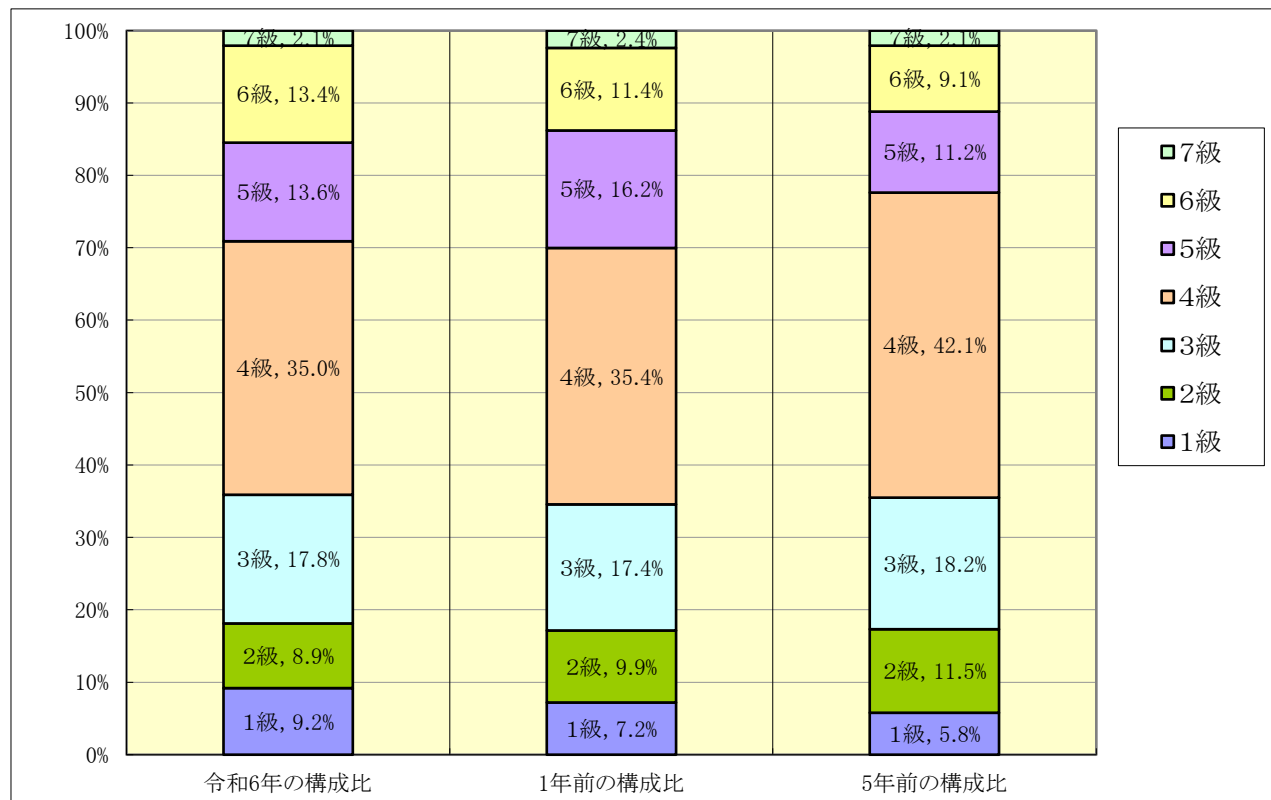
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

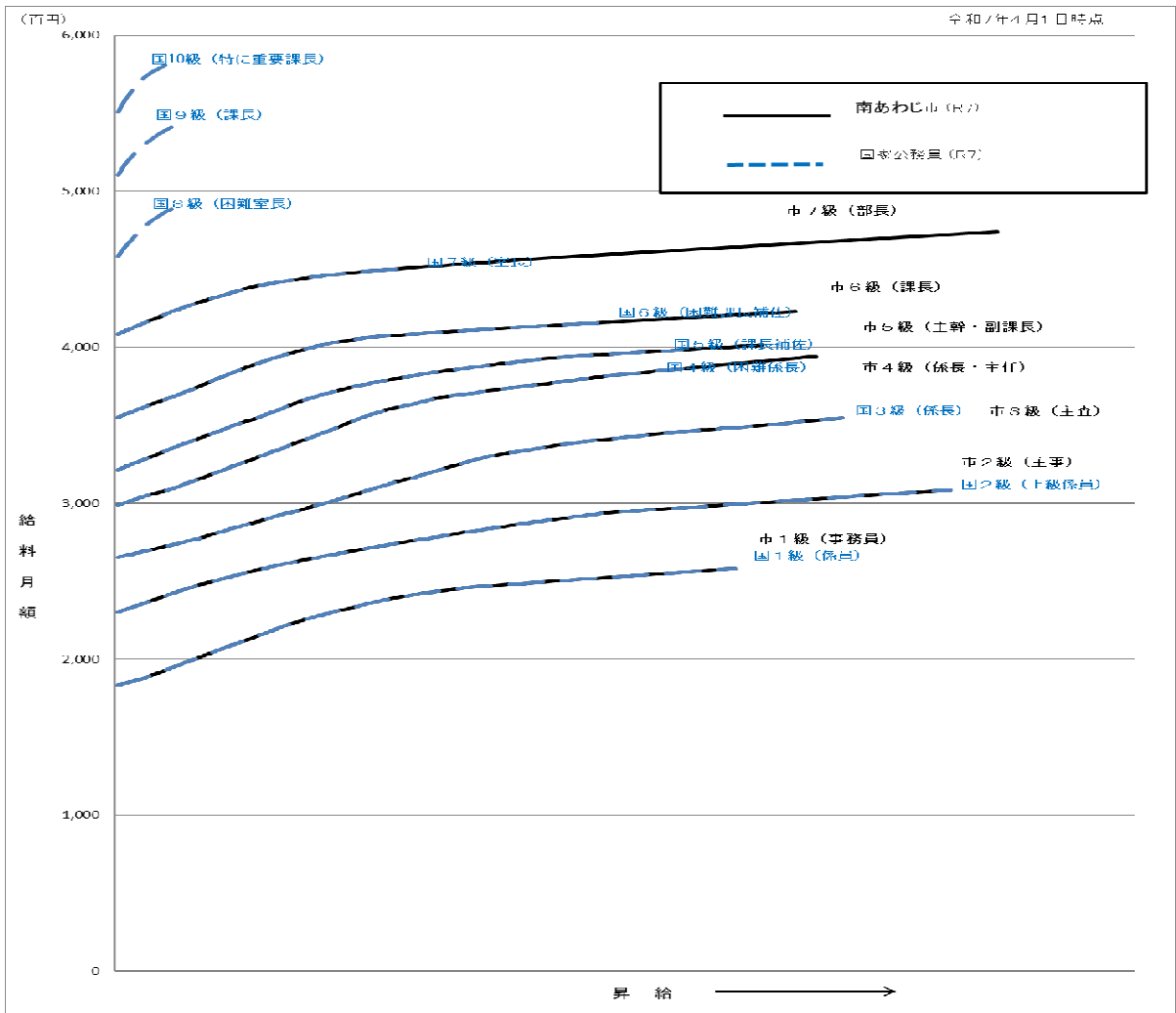
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号級の給料月額
7 級	部長、事務局長	7 人	2.1 %	408,300 円	512,700 円
6 級	副部長、事務局長、会計管理者、課長	45 人	13.4 %	355,200 円	423,000 円
5 級	課長、所長、主幹、副課長、室長、 保育所長、認定こども園長、幼稚園長	46 人	13.6 %	321,300 円	401,200 円
4 級	係長、参事、主任、主任保育士、 主任保健師、主任栄養士、主任教諭	118 人	35.0 %	298,800 円	394,100 円
3 級	主査、主任保育士、主任保健師、主査栄養士 主任教諭	60 人	17.8 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主事、保育士、保健師、栄養士、教諭	30 人	8.9 %	230,000 円	308,500 円
1 級	事務員、保育士、保健師、栄養士、教諭	31 人	9.2 %	183,500 円	258,100 円

(注) 1 南あわじ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職）（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南 あ わ じ 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,580 千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,856 千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 8.2～10% ・管理職加算 なし (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

南あわじ市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7 /100		調整率	83.7 /100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給	無	)			
(退職時特別昇給を設けている理由					
1人当たり平均支給額	自己都合 10,339 千円	応募認定・定年 19,397 千円	-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）			2,033 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			508,269 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	2 人	20 %
神戸市	12 %	2 人	12 %
南あわじ市	0 %	0 人	0 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）			7,521 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			61,650 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）			26.1 %	
手当の種類（手当数）			13 種類	
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R6年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	業務従事職員	感染症防疫に従事する業務	0 千円	作業1日につき1,000円
じんあい作業従事手当	業務従事職員	じんあい作業に従事業務	0 千円	月額 8,000円
行旅死亡人等取扱作業従事手当	業務従事職員	行旅病人及び行旅死亡人の看護、移送又は埋葬の業務	0 千円	行旅病人 1回につき2,000円 行旅死亡人1回につき10,000円
保育所の保育士従事手当	保育士	保育士業務	2,170 千円	月額 3,000円
保健師業務従事手当	保健師	保健師業務	498 千円	月額 3,000円
栄養士業務従事手当	栄養士	栄養士業務	105 千円	月額 3,000円
危険又は困難業務従事手当	業務従事職員	市長が性質、環境等が特に危険又は困難とみなす業務	120 千円	作業1日につき1,000円
幼稚園職員保育業務従事手当	幼稚園教諭	幼稚園保育業務	211 千円	月額 3,000円
介護員業務従事手当	業務従事職員	介護員業務	0 千円	月額 4,000円
社会福祉業務従事手当	生活保護担当職員	生活保護法の規定により、要保護者等に訪問して行う指導、相談又は調査業務	177 千円	月額 3,000円
火葬場業務従事手当	火葬場勤務職員	火葬に携わる業務	0 千円	月額 40,000円
し尿処理業務従事手当	下水放流施設勤務職員	し尿処理業務	384 千円	月額 8,000円
診療所医師従事手当	医師又は歯科医師	診療所医師又は歯科医師に従事したものに支給される	3,856 千円	医師手当については月額45万円の範囲内、研修手当については月額31万円の範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	112,517 千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	291 千円
支給実績（R5年度決算）	91,021 千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	221 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		- 千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		- 千円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
		円
		円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	配偶者・・・・・・・・・・ 3,000 円 子・・・・・・・・・・ 11,500 円 その他の扶養親族・・・ 6,500 円 満16歳になる年度初めから満22歳になった年度末までの子1人につき5,000円加算	同	—	千円 43,323	円 251,880
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円＋（家賃－27,000円）×1/2（28,000円限度） 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 上記額の1/2を加算	同	—	千円 20,279	円 270,385
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員として新たに採用されたもの 月額41万4,800円以内（35年）	同	—	千円 4,998	円 4,998,200
通勤手当	交通機関利用者・・・ 運賃等相当額 支給限度額 150,000円 交通用具利用者・・・ 自動車等使用距離により1,000円～31,600円	同 異	— (国) 交通用具利用者・・・ 自動車等使用距離により2,000円～31,600円	千円 35,323	円 77,976
単身赴任手当	勤務箇所を異にする異動等を伴い、配偶者と別居し単身で生活することになった職員に対して支給 月額30,000円 （配偶者住居との交通距離に応じて70,000円以内の加算）	同	—	千円 360	円 360,000
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を行った職員に支給 1回につき5,000円（5時間未満2,500円）の範囲内	異	(国) 宿日直勤務1回につき4,400円	千円 285	円 8,382
管理職手当	医師 100,000円 部長及び部長相当職 70,000円 会計管理者、副部長及び副部長相当職 63,000円 課長及び課長相当職 55,000円 保育所長、認定こども園長及び幼稚園長 40,000円 主幹及び主幹相当職 38,000円	異	(国) 支給区分金額が異なる	千円 46,164	円 659,486
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき8,000円を超えない額 週休日等以外の午前0時から午前5時までの時間に勤務した場合 勤務1回につき4,000円を超えない額	異	(国) 支給区分金額が異なる	千円 1,777	円 19,315

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	850,000 円 (850,000 円)	(参考) 類似団体における最高額 / 最低額
			936,000 円 / 637,000 円
報 酬	副市長	680,000 円 (680,000 円)	775,000 円 / 571,000 円
	議 長	450,000 円 (450,000 円)	505,000 円 / 328,000 円
	副 議 長	378,000 円 (378,000 円)	450,000 円 / 285,000 円
期 末 手 当	議 員	346,500 円 (346,500 円)	420,000 円 / 270,000 円
	市 長 副 市 長	(R6年度支給割合) 4.60 月分	
退 職 手 当	議 長 副 議 長 議 員	(R6年度支給割合) 4.60 月分	
	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×48月×0.40 給料月額×48月×0.24	(1期の手当額) (支給時期) 16,320,000 円 任期毎 7,833,600 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

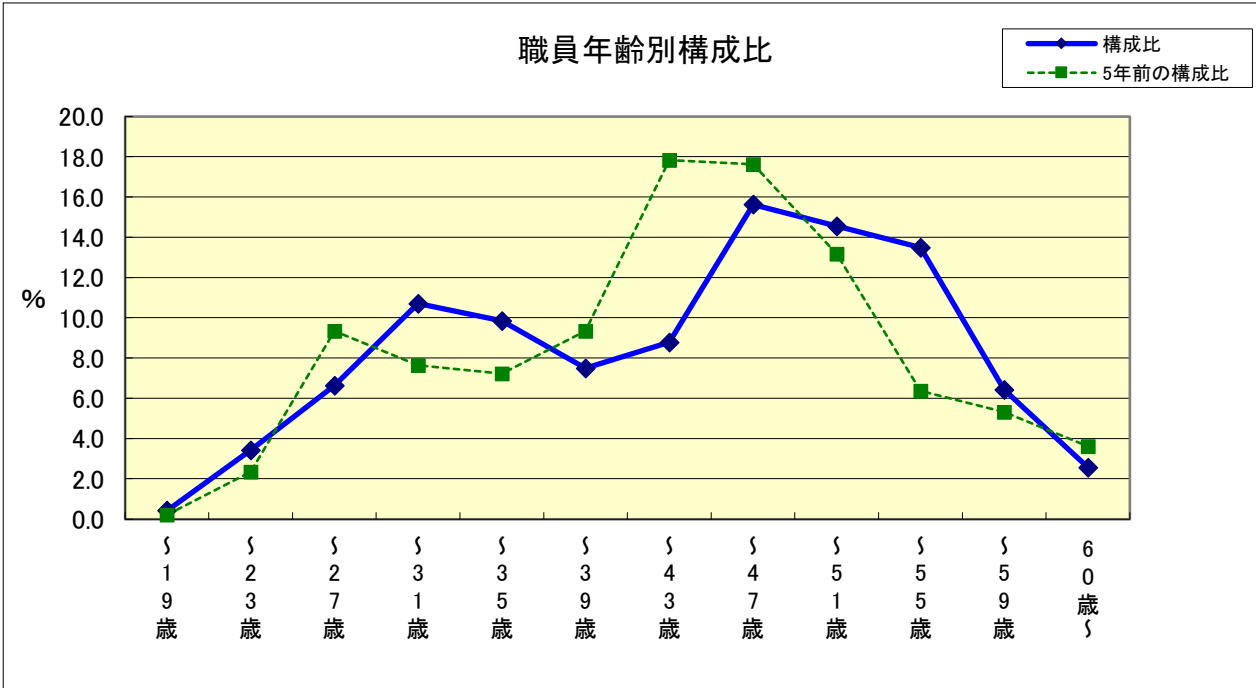
(各年4月1日現在)

区分 部門			職員数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
			令和 6 年	令和 7 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	5	△ 1	
		総 務	124	126	2	(防災) 部長兼務による減 (その他) 市有施設利活用部門の設置による増
		税 務	15	17	2	
		民 生	84	92	8	(子ども子育て) 正規保育士配置による増 (その他) 高齢者労働支援部門の移設による増
		衛 生	32	31	△ 1	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	39	40	1	
		商 工	15	14	△ 1	
		土 木	29	29	0	
		計	344	354	10	<参考> 人口 1 万当たり職員数 80.95人 (類似団体の人口1万当たり職員数79.56人)
	教 育 部 門	78	74	△ 4	(子ども子育て) 正規職員の配置減 (その他) 施設職員の減	
	消 防 部 門	0	1	1		
	小 計	422	429	7	<参考> 人口 1 万当たり職員数 98.1人 (類似団体の人口1万当たり職員数103.54人)	
公営企業等会計部門	病 院	5	5	0		
	水 道	0	0	0		
	下 水 道	12	11	△ 1		
	そ の 他	23	22	△ 1		
	小 計	40	38	△ 2		
合 計			462 〔595〕	467 〔595〕	5	<参考> 人口 1 万当たり職員数 106.79人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



（単位：人）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	16	31	50	46	35	41	73	68	30	63	12	467

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 \ 区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	353	341	345	346	344	354	1	0.0
教育	77	90	83	80	78	74	▲ 3	▲ 3.9%
消防	1	2	0	0	0	1	0	0.0
普通会計計	431	433	428	426	422	429	▲ 2	▲ 0.5%
公営企業等会計計	38	38	37	38	40	38	0	0.0
総合計	469	471	465	464	462	467	▲ 2	▲ 0.4%

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

該当なし